

働くもののいのちと健康を守る京都センター 第26回定期総会決定

● 2024年9月26日（木）午後6時30分～

● ラボール京都（京都労働者総合会館）四階・第12会議室

* 2024年9月26日に開催された第26回定期総会で確認された、いの健京都センターの「2023年度事業報告」と「2024年度事業計画」です。



働くもののいのちと健康を守る京都センター

2 0 2 3 年 度 事 業 報 告

1 機関運営

(1) 第25回定期総会

2023年8月29日、第25回定期総会を開催しました。参加は、代議員が36組織46代議員中、現出席が15組織18人、委任が26組織28人で、欠席はありませんでした。役員は17人中12人の出席でした。発言は11人で、内訳は代議員7人、役員が4人でした。提案された議案「2022年度事業報告」、「2022年度決算及び監査報告」、「2023年度事業計画」、「2023年度予算」は、満場の拍手で採択されました。規約も改正し、理事会の開催について、「原則として年度内に4回、3か月毎に開催する」となっていたものを、情勢の推移や加盟団体の運動に追いつけない場合があると同時に、画一的に過ぎるきらいがあるという理由で、開催回数を増やせるようにすると同時に、もう少し柔軟に対応できるように、「2～3ヶ月に1回を目途として開催する」に変更しました。また、理事を4名増やし（京教組、全国一般京都地本、JMITU京滋地本京都放送労組）、理事会の機能の強化をめざしました。

(2) 理事会

2023年10月、12月、2024年2月、4月、7月と5回開催しました。理事会終了後ただちに、「いの健京都理事会だより」を発行し、加盟団体にその内容を伝えました。

(3) 事務局

「ニュースいのち」を毎月月末に定期発行するとともに、それに合わせてホームページを更新しました。

講師派遣要請には積極的に応えてきました。京都労働安全衛生学校のテキスト「いの健・ローア ン 入門と基礎」（仮題）の作成に挑戦しました。

2 この間の主な事業内容

(1) 2023年過労死等防止対策推進シンポジウム（京都会場）

2023年の過労死防止シンポジウム（京都会場）は、2023年11月24日、池坊短期大学・洗心館地下1階のこころホールで、厚生労働省・京都労働局の主催、いの健京都センターが事務局を担っている過労死防止京都連絡会の協力で開催されました。

京都労働局の岸泰弘労働基準部長が主催者あいさつを行い、過労死防止京都連絡会の中嶋清美会長（京都労災被災者家族の会・世話人代表）が協力団体あいさつを行いました。京都労働局・労働基準部の堀記子監督課長が京都労働局からの報告「過労死等防止対策の推進について」を行いました。過労死ご遺族からの体験談の発表ののち、神奈川県立保健福祉大学大学院ヘルスイノベーション研究科の津野香奈美准教授が基調講演「パワハラを起こす企業と起こさない企業は何が違うのか」を行いました。さいごに、過労死防止京都連絡会の古川拓事務局長（過労死弁護団）が閉会あいさつを行いました。参加者は88人で、昨年の129人を下回りましたが、これは開催日の前日が祭

日（勤労感謝の日）で、翌日が土日と休日にはさまたためと思われます。

(2) 過労死労災認定基準改定内容学習会

2023年12月21日、「過労死労災認定基準改定内容学習会」を、いの健京都センターと京都職対連の共催で開催しました。主な内容は、過労死弁護団幹事の古川拓弁護士の講演、京都職対連の芝井公事務局長の「認定基準改定に伴う、支援事案の状況」についての補足報告とそれに基づく質疑応答・意見交換で、参加人数は9人とどまりました。

(3) 第31回京都労働安全衛生学校

「産別・地域における職場・地域のいの健・ローアン活動家の育成」を目的に、2024年6月15日、京都総評といの健京都センターの共催で開催しました。第1講義が「労働安全衛生法と職場のローアン活動の進め方」で、講師は、いの健京都センター・岩橋祐治事務局長、第2講義がAとBに別れ、A講義が「ハラスメント防止法と職場のハラスメントをなくすとrikumi」で、講師はメンタルサポート京都・飛騨佳美事務局長、B講義が「これって労災？～労災保険法入門」で、講師は、京都職対連・芝井公事務局長でした。今年は、全労働京都支部に講師派遣を依頼せず、“自前”の講師をそろえました。参加は22人で、昨年29人を下回りました。講義内容をテキスト「いの健・ローアンの入門と基礎」（仮題）にまとめる予定です。

(4) 2024年・第19回Stop!ザ・働き過ぎ!!～働き方を見直す京都集会

2024年7月13日、同集会実行委員会の主催で、「2024年・第19回Stop!ザ・働き過ぎ!!～働き方を見直す京都集会」が開催されました。午前中の全体会では、全労連の布施恵輔事務局次長が記念講演「『人間らしく働くこと』とは何か？世界の労組のたたかいに学ぶ」、京都総評の柳生事務局長が「基調報告」、3本の「特別報告」（①. アスベストの危険性：アスベスト京都の会・松原秀樹事務局長、②. 労働法制改悪問題：自由法曹団京都支部・中村和雄弁護士、③. 職場の労安活動：JMITUカシフジ支部・村井一輝安全部長）が行われました。午後からは4つの分科会（第1分科会「職場のハラスメント」、第2分科会「『2024年問題』とどう向き合うか」、第3分科会「職場・地域でのいの健・ローアン活動の学習と交流」、第4分科会「非正規労働者の要求実現」）が行われました。参加は午前中の全体会が会場に67人、Zoomで15人の合計82人、午後の分科会は4分科会で合計63人でした。

3 関係団体との連携

(1) いの健全国センター&近畿連絡会

① いの健全国センター

岩橋事務局長を理事に派遣しています（岩橋理事は地方センター一部会担当）。また、京都職対連の芝井事務局長（当センター事務局次長）は、全国センターの労働基準行政検討会の委員です。

② 近畿連絡会

いの健近畿連絡会は3か月に1回程度会議を開催して（今年度は2023年10月と24年2月、5月、7月の4回）、情報・意見交換をしています（京都からは岩橋・芝井が参加）。

全労連近畿ブロックといの健近畿連絡会の共催で、「近畿ブロック働くもののいのちと健康を守る学習交流集会」を毎年夏に開催しています。

今年の「2024年・第14回近畿ブロック働くもののいのちと健康を守る学習交流集会 in 大阪」は、8月3日、大阪市内で開催しました。特別講義と各府県からの支援の訴えが主な内容で、特別講義は、仲岡しゅん弁護士（うるわ総合法律事務所）が「LGBTQ+って何？～その時、あなたならどうする？」と題して行いました。各府県の訴えでは、京都からは京都市公務災害基金の転倒事故公務災害不認定撤回闘争、建設アスベスト京都訴訟の支援の訴えを行いました。参加は、全体で69人、京都からは10人参加でした。

(2) 京都職対連（京都労災職業病対策連絡会議）

京都職対連とは、事務所を同じくして活動しており、いの健京都センターが主に「予防」、京都職対連が主に「救済」を担当して、お互い全面的に協力しあって活動しています。京都職対連の副会長に岩橋事務局長が、いの健京都センターの副理事長に京都職対連の新田会長、事務局次長に京都職対連の芝井事務局長が就任しています。また京都職対連の機関紙「Humanly きょうと」の編集作業にも全面的に協力しています。

京都職対連は、主に労災の相談、労災認定闘争の支援を行うとともに、地方公務員災害補償基金京都府支部と京都市支部、京都労働局・監督署などへの要請行動も行っています。今年度は、3月に京都労働局、6月に地方公務員災害補償基金の京都府支部と京都市支部と要請・懇談を行いました。

2月には、第41回定期総会と結成40周年記念レセプションを開催し、記念誌「京都職対連55年のあゆみ」（注55年はそれまでの“職対連”運動を含めた年数）を作成し、配布しました。

今年の父の日の前日の6月15日、2024年「過労死・ハラスメント110番」全国電話相談活動がおこなわれました。全国では215件、京都では4件の相談（精神疾患1、長時間労働1、パワハラ1、その他1）がありました。

(3) 京都総評労安対策委員会

京都総評の労安対策委員会にも参加し、働くもののいのちと健康を守る活動、労働安全衛生活動を共同して進めています（共催して開催している京都労働安全衛生学校については前述）。

5月29日に、2023年度第1回労安対策委員会（労安担当者会議）を開催し、参加者の自己紹介と一言、事例報告（①. J M I T U京滋地本カシフジ支部の実践報告、②. 自治労連・転倒事故公務災害不認定問題、③. 京教組・2023年度初任者アンケートの結果）、意見交換を行いました。参加は7人でした。

(4) 過労死防止京都連絡会

過労死防止京都連絡会は、「過労死等を防止するために、諸活動を行うことを目的」（規約第2条）に、2015年4月17日に結成されました。結成以来会長をされていた京都労災被災者家族の会世話人代表の中嶋清美さんが1月に急逝され、代わって世話人代表になられた荻野幸夫さんに会長

をお願いしました。事務局長は過労死弁護団の古川拓弁護士で、いの健京都センターが事務局を担当しています。厚労省・京都労働局が毎年行っている「過労死等防止対策推進シンポジウム」(京都会場)に全面協力してその成功をめざしてとりくむとともに、学習会や集会の開催、宣伝行動の実施、行政への働きかけ、学校での啓発授業への講師派遣などの活動を行っています。

昨年12月19日、「2023年版過労死等防止対策白書学習会」を開催。講師は京都労働局労働基準部の堀記子監督課長をお願いしました。参加は11人でした。

6月8日、第10回総会を開催しました。総会に先がけて、京都労働局労働基準部の多賀谷千尋監督課長に講師をお願いした学習会「過労死等の現状と国の過労死等防止対策の取り組み、過労死等の労災認定基準の改正について」を開催しました。総会では京都労災被災者家族の会の荻野幸夫瀬和人代表が主催者あいさつ、京都労働局の小笠原哲治労働基準部長が来賓あいさつ、事務局長の過労死弁護団の古川拓弁護士が議案の提案を行いました。発言は7人の方が行いました。満場一致で議案を採択し、次期役員を選出を行いました。参加者は14人でした。

(5) アスベスト京都の会 (アスベスト被害の根絶をめざす京都の会)

「アスベスト被害の根絶をめざす京都の会」(アスベスト京都の会)は、2013年5月13日に結成されました。いの健京都センターは、アスベスト京都の会の事務局団体の一つとして活動しています。

今年度の第10回定期総会は、昨年10月4日に開催されました。そこでこれまで検討してきた「府民向けリーフレット」のお披露目が行われました。参加は19人でした。

建設アスベスト京都訴訟は、国との関係では和解しましたが、建材メーカーが引き続き争っているため建材メーカーを相手に、また2021年の最高裁判決で救済されなかった屋外工と解体工の救済を求めて引き続き裁判闘争がたたかわれています。2陣訴訟が大阪高裁で、3陣訴訟が京都地裁で係争中です。

京都職対連の幹事で、宇治のユニチカの二硫化炭素中毒の労災認定闘争の支援をおこなってきた河合敏彦さんが、ユニチカ宇治工場の作業中にアスベストに被ばくし、中皮腫に罹患、労災認定され、7月9日、国を相手に損害賠償を求める裁判を提訴。8月4日には河合さんを励まし、アスベスト問題を考える学習会が開催されました。

(6) メンタルサポート京都 (特定非営利法人EAP京都こころの健康支援センター)

メンタルサポート京都は、①心の健康不調の相談(カウンセリング)、②治療・療養の医療機関や専門医の紹介、③職場復帰への支援、④企業・団体・労組等への心の健康に関わる研修会の支援、⑤ストレスチェックなどの調査の協力、⑥事業者が行うメンタル対策指針の作成や具体化のサポートなどの活動を行っています。同センターの理事に岩橋事務局長を派遣しています。

2月17日、公開講座2024「だれもが働きやすい職場づくり～発達障害の特性から考える～」が開催され、参加は会場41人、Zoom52人、合計93人でした。京都産業保健総合支援センターの産業保健相談員の山下恵子さん(公認心理師・看護師)が講演「職場における発達障がい理解と対応」を行い、京都府立高教組の馬場勝幸書記長と当事者の方が職場からの報告を行いました。

5月21日には、第17回総会が行われ、2009年の設立以来理事長をされていた吉中丈志さん（京都保健会会長）が退任され、新たに尾崎望さん（保健福祉の会理事長）が理事長に就任されました。

4 2023年度の活動を全体としてふりかえって

いの健京都センターの規約には、第3条にいの健京都センターの目的として、「本会は、働くものの労働による災害・疾病や社会的要因により起こる健康障害などを防止し、職場と地域の安全衛生の確保と完全な補償を実現するために、共同して行なう働くもののいのちと健康・権利を守る事業を通じて、人間が尊重され、安心して働ける職場・社会の建設に寄与することを目的とする。」とあり、第4条にいの健京都センターが行う事業として、「9つの事業」（＝①学習・教育活動、②関係資料の収集・提供、③実態・運動の交流、④相談・支援活動、⑤諸課題の調査・研究・提言、⑥広報・出版活動、⑦全国センター・関係団体、専門家などとの協力、共同、連携、⑧海外の諸団体との交流、情報交換、連携、⑨その他、本会の目的達成のために必要な事業）があげられています。

こうした規約に定められたいの健京都センターの目的と事業に照らして、2023年度のいの健京都センターの活動を全体としてふりかえってみれば、④の「(加盟団体に対する) 相談・支援活動」、⑤の「諸課題の調査・研究・提言」の活動、⑥の「専門家などとの協力、共同、連携」の推進などが、弱かったと言わざるを得ません。また、⑧の「海外の諸団体との交流、情報交換、連携」についても、一つの地方センターとして具体的にどう進めていけばよいのかも考えていく必要があります。理事・加盟団体の参加、関係諸団体の協力も得ながら、結成25年を迎えた「いの健京都センターの活動のあり方、発展方向」について、検討・具体化をおこなっていく必要があります。

2023年度・前回第25回定期総会以降の活動経過

2023年

8月

29日（火）いの健京都センター第25回定期総会

30日（水）いの健全国センター・地方センター部会

9月

2日（土）京都総評定期大会

5日（火）京都職対連・機関紙編集委員会&同・幹事会

9日（土）京都医労連結成70周年記念レセプション

11日（月）京都労災被災者家族の会例会

19日（火）過労死防止京都連絡会幹事会&過労死シンポ団体オルグ／メンタルサポート京都理事会

22日（金）関西建設アスベスト京都3陣訴訟京都地裁弁論

29日（金）アスベスト京都の会事務局会議

10月

- 4日(水) いの健全国センター理事会／アスベスト京都の会第10回総会
- 6日(金) いの健近畿連絡会会議(大阪)
- 14日(土) 大阪労働健康安全センター結成30周年記念のつどい
- 17日(火) メンタルサポート京都の会理事会
- 26日(木) **いの健京都センター2023年度第1回理事会**

11月

- 1日(水) いの健全国センター理事会
- 5日(日) 京都民医連創立70周年記念式典・レセプション
- 7日(火) 京都職対連機関紙編集会議&幹事会
- 8日(水) 京都アスベストの会事務局会議／過労死防止シンポジウム街頭宣伝行動(四条烏丸)
- 9日(木) 過労死防止京都連絡会幹事会／過労死防止シンポジウム街頭宣伝行動(四条烏丸)
- 14日(火) メンタルサポート京都理事会
- 16日(木) JMITU目黒裁判結審行動(大津駅前街宣～大津地裁で結審)
- 17日(金) 関西建設アスベスト京都3陣訴訟弁論／機関紙協会京滋地本会計監査
- 24日(金) 過労死等防止対策推進シンポジウム(京都会場)／中田ネット第17回総会
- 29日(水) 機関紙協会京滋地本理事会

12月

- 2日(土) 自由法曹団京都支部結成60周年記念シンポジウム&レセプション
- 6日(水) いの健全国センター理事会／いの健全国センター第26回定期総会&設立25周年記念レセプション
- 7日(木) いの健全国センター・地方センター交流集会／京都職対連機関紙編集委員会&幹事会
- 12日(火) メンタルサポート京都理事会／**いの健京都センター2023年度第2回理事会**
- 19日(火) 過労死防止京都連絡会幹事会／**過労死防止対策白書学習会**
- 20日(水) 京都総評シンポジウム「暮らせる賃金と正業を自治体がつくる」
- 21日(木) **過労死等労災認定基準改定内容学習会**
- 27日(水) 働き方見直し集会実行委員会事務局会議
- 28日(木) [2023年仕事納め]
- 29日(金) ～1月4日(木) [事務局年末・年始休暇]

2024年

1月

- 5日(金) [2024年仕事始め]／京都総評・2024年新春旗びらき
- 11日(木) 京都職対連・機関紙編集会議&幹事会
- 13日(土) 京建労たんぽぽの会(京都建設アスベスト被災者の会)総会

15日（月）関西建設アスベスト京都3陣訴訟弁論（京都地裁）

16日（火）メンタルサポート京都理事会

21日（日）〔京都市長選挙告示日〕

2月

4日（日）〔京都市長選挙投票日〕

6日（火）京都職対連・三役会議、同・機関紙編集委員会&幹事会

8日（木）働き方見直し集会実行委員会

9日（金）いの健近プロ連絡会議（大阪）

13日（火）メンタルサポート京都の会理事会

17日（土）メンタルサポート京都・公開講座2024

20日（火）京都総評労安対策委員会事務局会議／前回2023年度第3回理事会

24日（土）京都職対連第41回定期総会&結成40周年記念レセプション

26日（月）関西建設アスベスト京都3陣訴訟弁論（京都地裁）

27日（火）JMITU・目黒さん労災不認定処分取消訴訟判決言渡し（大津地裁）

29日（木）いの健全全国センター・地方センター部会&理事会

3月

5日（火）京都職対連・機関誌編集会議&幹事会

8日（金）京都職対連・京都労働局要請

12日（火）メンタルヘルス京都理事会

13日（水）2024年春闘いっせい回答日

14日（木）2024年春闘統一行動日

28日（木）過労死防止京都連絡会幹事会

29日（金）城南診療所評議員会

4月

9日（火）京都総評労安対策委員会事務局会議／京都職対連・機関誌編集会議&幹事会

15日（月）働き方見直し集会実行委員会事務局会議

16日（火）メンタルサポート京都理事会

22日（月）過労死防止京都連絡会幹事会

23日（火）ラポール京都防火管理委員会／2023年度第4回理事会

24日（水）働き方見直し集会実行委員会

25日（木）いの健全全国センター理事会

5月

1日（水）全京都統一メーデー（二条城前）

- 8日(水) 京都職対連・機関紙編集会議&幹事会
- 9日(木) いの健全国センター・地方センター部会(オンライン)
- 10日(金) いの健近ブロ連絡会(大阪)
- 16日(木) 京都労安学校・講師打ち合わせ
- 17日(金) 関西建設アスベスト京都第3陣訴訟弁論(京都地裁)
- 20日(月) 京都労働局で過労死シンポ打ち合わせ
- 21日(火) **メンタルサポート京都第17回総会**
- 26日(日) 民青同盟京都府委員会ハラスメント学習会(講師:岩橋)
- 27日(月) 過労死防止京都連絡会幹事会
- 29日(水) **京都総評・2023年度第1回労安対策委員会**
- 30日(木) 働き方見直し集会実行委員会事務局会議
- 31日(金) 城南診療所評議員会(岩橋)

6月

- 2日(日) 山口県いの健センター総会(岩橋:記念講演)
- 5日(水) 京都職対連・機関紙編集会議&幹事会
- 6日(木) 機関紙協会京滋地本理事会(岩橋)
- 7日(金) 京都労安学校・講師打ち合わせ
- 8日(土) 京都労災被災者家族の会総会/過労死防止京都連絡会第10回総会
- 15日(土) **第31回京都労働安全衛生学校/過労死110番全国いっせい相談活動**
- 21日(金) 医労連中国ブロック女性のつどい(皆生温泉、岩橋:ハラスメント学習会の講師)
- 24日(月) 働き方見直し集会の成功をめざす労組・団体オルグ行動(岩橋参加)
- 26日(水) 働き方見直し集会実行委員会
- 29日(土) ~30日(日) いの健中四国セミナー(鳥取市内、岩橋分科会講師)

7月

- 2日(火) いの健全国センター・地方センター部会(オンライン)
- 3日(水) いの健全国センター理事会(オンライン)/京都職対連・機関紙編集会議&幹事会
- 4日(木) 関西建設アスベスト京都第2陣訴訟・控訴審弁論(大阪高裁)
- 8日(月) **会計監査**
- 13日(土) **Stop! ザ・働き過ぎ!!働き方を見直す京都集会**
- 17日(水) JMITU京滋地本目黒君損賠裁判弁論(大津地裁彦根支部)/メンタルサポート京都理事会
- 18日(木) いの健近畿連絡会(大阪)
- 19日(金) 関西建設アスベスト京都第3陣訴訟弁論(京都地裁)
- 20日(土) 過労死防止全国センター総会(オンライン)
- 23日(火) **いの健京都センター2023年度第5回理事会**

- 25日(木) アスベスト京都の会事務局会議
- 26日(金) JMITU目黒君労災不認定取消訴訟控訴審弁論
- 29日(月) 過労死防止京都連絡会幹事会

8月

- 3日(土) 2024年近畿ブロック働くもののいのちと健康を守る学習交流集会
- 4日(日) 元ユニチカ労働者の被害者を励まし、身近なアスベスト問題を考える学習会
- 7日(水) 京都職対連・機関紙編集会議&幹事会
- 8日(木) 機関紙協会京滋地本理事会
- 10日(土) 【夏期・お盆の閉局】(～18日まで)
- 31日(土) いの健京都センター・第26回定期総会&25周年記念講演会

(以上)

2024年度事業計画（案）

はじめに

ロシアのウクライナ侵攻、イスラエルのガザに対するジェノサイド攻撃、そして岸田内閣による敵基地攻撃能力の保有と大軍拡、物価の高騰と実質賃金の低下など、戦争と平和、国民のいのちとくらしの危機が進行しています。

また、政府・厚生労働省は、「骨太の方針（経済財政運営と改革の基本方針）2024」にもとづく「三位一体の労働市場改革」〔＝①リスキリング（学び直し）の推進、②ジョブ型人事（職務給）の導入、③労働移動の円滑化〕を推し進めるとともに、労働基準法と労働基準行政の抜本的見直し＝“労使自治”を口実とした「デロゲーション」（適用除外、規制緩和）の拡大も企まれています。

働くもののいのちと健康を守る運動を進めているわたしたちにとって、“正念場”、まさしく“がんばりどき”と言える情勢が展開しており、職場と地域を基礎にした「働くもののいのちと健康を守る活動」を、いっそう強化していくことが求められています。

I 働くもののいのちと健康をめぐる最近の情勢の特徴

1 2023年の労災の発生状況

(1) 全国の状況（厚労省・5月27日公表）

死亡者数	755人（前年比：▲19人・▲2.5%）
休業4日以上之死傷者数	135,371人（前年比：+3,016人・+2.3%）

2023年の労災死亡者数は、前年比▲19人の755人と過去最少となりましたが、休業4日以上之死傷者数は前年比+3,016人の135,371人と3年連続で増加しています。

死亡者の業種別では、建設業223人、製造業138人、陸上貨物運送事業110人の順で、事故の型別では、転落・墜落204人、交通事項（道路）248人、はさまれ・まきこまれ108人の順。

休業4日以上之死傷者の業種別では、製造業27,194人、商業21,673人、保健衛生業18,786人、陸上貨物運送業16,215人の順で、事故の型別では、転倒36,058人、腰痛等の動作の反動・無理な動作22,053人、転倒・墜落20,758人の順。

世代別では60歳以上の雇用者の労災発生が一番多く、60歳以上の高齢者の雇用者全体に占める割合は18.7%（2023年）ですが、60歳以上の休業4日以上之労災死傷者に占める割合は29.3%もあります。60歳以上の男女別の労働災害発生率（死傷年千人率）を30代と比較すると大生が約2倍、女性が約4倍で、休業見込み期間は年齢が上がるにしたがって長期間となっています。50歳以上の中高年齢労働者の労災は全体の55.6%を占めています。

外国人労働者の労災発生率も高く、すべての労働者の労災発生率（死傷年千人率）が2.36人なのに対し、外国人労働者は2.77人、特に特定技能4.31人、技能実習4.1人が高くなっています。

(2) 京都の状況（京都労働局・6月6日発表）

死亡者数	17人（前年比：+7人）
休業4日以上の死傷者数	2,672人（前年比：+183人・+7.4%）

2023年の労災死亡者数は17人で、前年の10人より7人増加。コロナ関連を除く休業4日以上の死傷者数は2672人で、前年に比べ183人・7.4%増加。

業種別死傷者数では、製造業、保険衛生業、商業、運輸業、建設業の順。事故類型別では、転倒、動作の反動・無理な動作（腰痛など）、墜落・転落、はさまれ・まきこまれの順。

年齢別では、60歳以上、50歳代で、50歳以上で5割以上を占める。事業の規模別では、10～29人、1～9人の順で、29人以下の事業所が4割以上

2 2023年度の過労死等の労災補償状況

(1) 全国の状況（厚労省・6月28日公表）

全体の請求件数は4,598件と前年より1,112件（31.9%）も増加している。

	請求件数（前年比）	決定件数	支給決定件数	認定率（前年比）
脳・心臓疾患	1023件（+220件）	667件	216件	32.4%（▲5.7%）
過労死事案	247件（+29件）	187件	58件	31.0%（▲7.8%）

脳・心臓疾患では、請求件数は1,023件で、前年より220件（27.4%）増加。内死亡事案は249件で、前年より29件（13.3%）増加。決定件数は667件で、内支給決定件数は214件で認定率は31.1%。死亡事案では決定件数が187件で、内支給決定件数は56件で認定率は29.9%。業種別（大分類）の請求件数では、運輸業・郵便業、卸売業・小売業、建設業の順で、運輸業・郵便業の内では、道路貨物運送業が最多。職種別（大分類）の請求件数では、輸送・機械運転従事者、専門的・技術的職業従事者、サービス職業従事者の順で、輸送・機械運転従事者の内では、自動車運転従事者が最多。年齢別では、50歳代、60歳以上、40歳代の順に多くなっています。

	請求件数（前年比）	決定件数	支給決定件数	認定率（前年比）
精神障害	3575件（+892件）	2583件	883件	34.2%（▲1.6%）
過労自殺事案	212件（+29件）	170件	79件	46.5%（+3.3%）

精神障害では、請求件数が3,575件で、前年より892件（33.2%）増加。内未遂を含む自殺事案は212件で、前年より29件（15.8%）増加。決定件数は2582件、内支給決定件数は883件で、認定率は34.2%。未遂を含む自殺事案では、決定件数は170件、内支給決定件数は79件、認定率は46.5%。業種別（大分類）には、医療・福祉、製造業、卸売業・小売業の順で、医療・福祉では、社会保険・社会福祉・介護事業が最多。職種別（大分類）では、専門的・技術的職業従事者、事務従事者、サービス職業従事者の順で、中分類では一般事務従事者が最多。年齢別の支給決定件数では、40歳代、20歳代、30歳代の順。出来事別の支給決定件数では、「上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた」、「業務に関し、悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」、「セクシュアルハラスメントを受けた」の順。

(3) 京都の状況

	請求件数（前年比）	決定件数	支給決定件数	認定率（前年比）
脳・心臓疾患	35件（+17件）	29件	11件	37.9%（+17.9%）
過労死事案	8件（+5件）	9件	3件	33.3%（+33.3%）

脳・心臓疾患の請求件数が、過労死事案を含め、倍増しています。京都管内の脳・心臓疾患の労災認定率は低く、過労死事案では昨年まで4年間認定事案は0件でした。

	請求件数（前年比）	決定件数	支給決定件数	認定率（前年比）
精神障害	98件（+20件）	81件	20件	24.6%（▲12.2%）
過労自殺事案	4件（+3件）	2件	2件	100.0%（+100.0%）

精神障害の労災請求件数も増えています。

3 2023年度のアスベストによる疾病の労災請求及び支給状況（速報値）（厚労省・6月19日公表）

労災保険の請求件数は1,304件で、決定件数は1,308件。うち支給決定件数は1,170件で、認定率は89.4%。支給決定件数の内訳は、肺がん433件（認定率81.7%）、中皮腫642件（同96.8%）、良性石綿胸水22件（95.7%）、びまん性胸膜肥厚73件（79.3%）。その他、じん肺として労災認定されたものの内、石綿肺と判断されたものが61件。

4 ハラスメントの状況

2022年度に都道府県労働局に寄せられたハラスメントの相談件数：（ ）内は前年比

パワーハラスメント	50,840件（+27,474件）
いじめ・嫌がらせ	69,932件（▲16,102件）
セクシャルハラスメント	6,849件（▲221件）
妊娠・出産に関するハラスメント	1,926件（▲248件）
育児休業等に関するハラスメント	1,809件（▲189件）
介護休業等に関するハラスメント	896件（▲208件）
合計	132,252件（+10,506件）

厚労省委託事業の2023年度「職場のハラスメントに関する実態調査報告書」（2024年5月17日公表）によれば、職場のハラスメントの現況は、以下のようになっています。

まず「企業調査」では、①過去3年間に各ハラスメントの相談があったとする企業の割合は、パワハラ64.2%（48.2%）、セクハラ39.5%（29.8%）、顧客等からの著しい迷惑行為（カスハラ＝カスタマーハラスメント）27.9%（19.5%）、妊娠・出産・育児休業等ハラスメント10.2%（5.2%）、介護休業等ハラスメント3.9%（1.4%）、就活等セクハラ0.7%（0.5%）[*（ ）内は2020年度の同じ調査]となっています。②企業がパワハラ予防・解決のために実施しているとりくみとしては、i. 事業主方針の明確化65.7%、ii. 労働者への周知・啓発55.7%、iii. 相談窓口の設置86.0%、③ハラスメントを取り組むうえでの課題は、「ハラスメントかどうかの判断が難しい」がトップ（59.6%）となっています。

次に「労働者調査では、①過去3年間に労働者が勤務先で受けたハラスメントは、パワハラ19.

3% (31.4%)、カスハラ10.8% (15.0%)、セクハラ6.3% (10.2%) [* ()内は2020年度の同じ調査]。勤務先がハラスメント対策を積極的に取り組んでいる企業ではハラスメントを経験した割合が最も低く(15.2%)、あまり取り組んでいないとする企業ではハラスメントを経験した割合が最も高くなっています(35.1%)。②パワハラ、セクハラを受けた後の行動としては、「何もしなかった」(パワハラ36.9%、セクハラ51.7%)が最も多くなっています。

「就活セクハラ特別調査」では、2020～22年度卒業でセクハラを1階以上受けたと回答した人が3割を超えています。

2022年度における都道府県労働局に寄せられたハラスメントに関する相談件数は、いじめ・嫌がらせ69,932件、パワハラ50,840件、セクハラ6,849件、マタハラ1,926件、育児休業に関するハラスメント1,809件、介護休業に関するハラスメント896件、合計132,252件(前年度121,746件)となっています。

5 職場の労働安全衛生の実態

7月25日に厚生労働省が発表した「2023年労働安全衛生実態調査」によれば、過去1年間にメンタルヘルス不調により、連続1か月以上休業した労働者がいた事業所の割合は、10.4%(前年10.6%)、退職した労働者がいた事業所の割合は6.4%(前年5.9%)。メンタルヘルス対策にとりくんでいる事業所の割合は63.8%(前年63.4%)で、事業所規模別に見ると、労働者数50人以上の事業所で91.3%(前年91.1%)、労働者数30～49人の事業所で71.8%(前年73.1%)、労働者数10～29人の事業所で56.6%(前年55.7%)と事業所規模が小さくなるにつれて下がっている。ストレスチェックを実施した事業場は65.0%で、その内ストレスチェックの結果を集団分析した事業場は69.2%、その内その分析結果を活用した事業場は78.2%。

労働者の転倒防止対策にとりくんでいる事業所	78.1%
労働安全衛生法に基づく雇入れ時教育を実施している事業所	56.1%
高年齢労働者に対する労災防止対策にとりくんでいる事業所	19.3%
外国人労働者に対する労災防止対策にとりくんでいる事業所	75.9%

労働者個人に対する調査では、「仕事や職業生活に関して強い不安、悩み、ストレスとを感じる事項がある」と答えた労働者は82.7%もあり、その内容の主なものは「仕事の失敗、責任の発生等」が39.7%、「仕事の量」が39.4%、「対人関係(セクハラ・パワハラ含む)」が29.6%、「仕事の質」が27.3%、「顧客、取引先からのクレーム」が26.6%となっています。過去1年間に1か月の時間外・休日労働が80時間を超える月があった労働者の割合は2.2%(前年2.0%)で、その内医師による面接指導を受けなかった労働者が92.2%と圧倒的です。

6 「骨太の方針2024」と厚生労働省の「労働基準関係法制研究会」の動き

6月21日、岸田内閣が閣議決定した「骨太の方針(経済財政運営と改革の基本方針)2024」では、労働分野について、昨年に引き続き「三位一体の労働市場改革」として、「①リスクリング

(学び直し)による能力向上支援、②個々の企業の実態に応じたジョブ型人事(職務給)の導入、③雇用維持から成長分野への労働移動の円滑化」を掲げました。

2023年10月にまとめられた厚生労働省の「新しい時代の働き方に関する研究会」の報告書では、「77年前に制定された労基法が想定できなかった新たな働き方」に直面しているとして、「労基法の見直しが必要」としました。2024年1月に発表された日本経団連の「労使自治を軸とした労働法制に関する提言」では、「時代に合った制度見直しを」、「労使自治を重視し法制度はシンプルに、細部は当事者である労使に委ねるべき」として、「労働時間規制のデロゲーション(=原則からの逸脱、規制の適用除外)の範囲拡大」を主張しています。2024年1月から検討をスタートした厚生労働省の「労働基準関係法制研究会」は、2019年施行の働き方改革関連法の施行状況及び2023年10月の「新時代研」報告書を踏まえた、労働基準法及び関係法制の検討・論点整理を行うとして、論点として①労働時間制度、②労基法上の「事業」「労働者」概念、③労使コミュニケーション(労使自治)を挙げています。

II 当面する“いの健・ローアン”活動の焦点

1 「いの健・ローアン」労働者・労働組合八訓

- 1 わたしたち労働者が生きている社会＝資本主義社会においては、**労働者は団結して闘わなければ人間らしく生きていくことができない!**
- 2 労働者が持つ資本家に対抗できる唯一の力は**“数の力”**であり、労働者の**“数の力”**は**団結し知識に導かれる場合にのみ発揮される。**
- 3 日本における最高法規である**日本国憲法**は、“労働者の団結し闘う権利”である**「労働基本権」**を、“人間らしく生きていく上で必要不可欠な基本的権利”である**「基本的人権」**として、**無条件に全面的に保障している。**
- 4 賃上げ、時短、同一労働同一賃金・均等待遇、過労死やハラスメントの一扫、安定した雇用などの**労働者の切実な要求を実現できるのは、労働組合の闘いである。**
- 5 資本家は、社会に強制されない限り、**労働者のいのちと健康について全く配慮しない。**
- 6 労働者が資本家に売ることができる唯一の商品である**“働く力”**＝**労働力商品**は、**決して安売りしてはならない、そして絶対に傷つけさせてもならない。**
- 7 働くもののいのちと健康を守る活動＝**労働安全衛生活動**は、労働組合の数多くある活動の“one of them”では決してない。“いの健・ローアン”活動を職場と地域で強めることは労働組合の活動強化につながっていく。
- 8 すべての活動に**ジェンダー平等(=両性の本質的平等)**の視点を貫くこと。パート・アルバイト、派遣などの**非正規労働者**、**青年労働者(年少者、未熟練者)**、**女性労働者(妊産婦)**、**高齢労働者**、**障害を持った労働者**、**LGBTQ(性的マイノリティー)**、**外国人労働者**等に**必要な配慮**を行い、

ともに彼らの要求実現をめざして闘わなければならない。

2 とりくみの基調

(1) 働くもののいのちと健康を守る前提としてのとりくみの強化を！

- ① 戦争をなくし、平和と憲法を守ろう！
- ② 貧困をなくし、労働者・国民の健康を守ろう！
 - i 賃金の大幅な引き上げと底上げの実現
 - ii 社会保障の改悪を阻止し、社会保障機能の再生・回復→賃金と社会保障は、労働者・国民のくらしを守る車の両輪！

(2) 長時間・過密労働の改善し、ハラスメントの一扫しよう！

- ① 長時間・過密労働の改善を！—労働組合は長時間・過密労働を規制できる！
- ② ハラスメント防止法を活用して、事業主に雇用管理上必要な措置を講じさせ、その責務を果たさせよう！

(3) 労働安全衛生法&関連法規を生かしたとりくみの強化を！

- ① 安全衛生委員会の位置付けを強化し、積極的な活用を！
- ② 通達・指針、ガイドラインの積極的な活用を！—通達・指針、ガイドラインを生かせるのは、労働組合！

(4) いの健・ローアン活動の前進・発展を通して、労働組合運動のバージョンアップ（＝組織の拡大・強化）を実現しよう！

Ⅲ いの健京都センター・2024年度事業計画（案）

1 事業推進の基本方向

(1) 事業の改善と充実を図ります！

規約に明記されている「9つの事業」（＝①. 学習・教育活動、②. 関係資料の収集及び提供、③. 実態・運動交流、④. 相談・支援活動、⑤. 諸課題の調査・研究・提言、⑥. 広報・出版活動、⑦. 全国センター・関係団体、専門家などとの協力・共同・連携、⑧. 海外の諸団体との交流・情報交換・連携、⑨. その他、本会の目的達成のために必要な事業）の改善・充実をめざします。

(1) 関係団体との共同・連携を重視してとりくみを進めていきます！

- ① いの健全国センター&都道府県の地方センター、京都職対連、京都総評、京都民医連、自由法曹団京都支部など
- ② 京都総評労働安全衛生対策委員会
- ③ 過労死防止京都連絡会
- ④ アスベスト京都の会、メンタルサポート京都など

2 具体的とりくみ

(1) 年間“3大事業”の成功をめざします！

① 過労死防止シンポジウム（11月）

2024年過労死等防止対策推進シンポジウム（京都会場）の開催要項（案）

● 開催要項：

- ・ 開催日時：2024年11月22日（金）午後1時30分～4時30分、
- ・ 開催場所池坊短期大学・心洗館地下1階・こころホール（京都市下京区四条室町鶏鉾町491）、
- ・ 主催：厚生労働省・京都労働局、協力：過労死防止京都連絡会

● 主な内容：

- ・ 主催者あいさつ（京都労働局）
- ・ 協力団体あいさつ（過労死防止京都連絡会）
- ・ 報告（京都労働局）；最新の過労死防止白書を中心に
- ・ 過労死ご遺族からの体験談発表
- ・ 基調講演「過労死・ハラスメントをなくすために（仮題）」（川人博弁護士、過労死弁護団全国連絡会 義代表幹事）
- ・ 閉会あいさつ（過労死防止京都連絡会）

② 京都労働安全衛生学校（京都総評との共催）（2025年5月）

③ Stop! ザ・働き過ぎ!!働き方を見直す京都集会（実行委員会方式）（2025年9月）

(2) 労災被災者の救済・法制度の改善をめざすとりくみ、講師派遣の活動、調査活動、広報・宣伝活動、情報提供と収集、相談活動などの改善・具体化については、今後理事会で協議していきます。

3 理事会の機能強化、組織拡大

(1) 理事会機能のいっそうの強化・改善をめざします。

(2) いの健京都センターへの加入の呼びかけを強めます。

（以上）